

○体育系研究倫理委員会細則

〔平成23年10月1日〕
〔体育系部局細則第4号〕

改正 平成27年体育系部局細則第5号

改正 平成30年体育系部局細則第1号

改正 令和5年体育系部局細則第1号

改正 令和5年体育系部局細則第2号

体育系研究倫理委員会細則

(趣旨)

第1条 この部局細則は、筑波大学における人を対象とする研究の倫理に関する規則(平成18年法人規則第7号以下「規則」という。)第11条第3項の規定に基づき、体育系に体育系研究倫理委員会(以下、「委員会」という。)を置き、体育系で行う人を対象とする研究(以下「研究」という。)において、研究計画の適正な実施及び審査を行うために必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、体育系に所属する大学教員から申請があった場合、次の各号に掲げる研究計画の実施の適否及び実施状況等について、専門的、倫理的及び一般的な立場から検討し、体育系長に対し助言又は勧告する。

(1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に該当する倫理研究(ただし、患者等を対象とする研究を除く。)(以下「人を対象とする医学系研究」という。)

(2) その他「人を対象とする研究」(規則第2条に該当する研究)

2 前項の規定にかかわらず、附属病院を実施場所とする人を対象とする医学系研究は、規則第11条に基づき「附属病院臨床研究倫理審査委員会」の審査対象とし、医学医療系を実施場所とする人を対象とする医学系研究は、規則第11条に基づき「医の倫理委員会」の審査対象とし、ヒトゲノム・遺伝子解析研究、ヒトES細胞を使用する研究については、委員会の審査対象としない。

3 前項により、委員会の審査対象としなかった研究については、体育系長を通じ、適時の方法により、他機関に審査を依頼することができる。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 体育・スポーツ学分野、健康体力学分野及びコーチング学分野の業務に従事する大学教員 6人

(2) 医学・医療の専門家等、自然科学分野の大学教員 若干人

(3) 倫理学・法律学の専門家等、人文科学分野若しくは社会科学分野の大学教員又は

学外の有識者 若干人

- (4) 学外の者 1人
 - (5) 事務職員 1人
 - (6) その他体育系長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第1号、第4号及び第6号の委員であって、第2号又は第3号の委員の要件を満たす者は、必要に応じ、第5条第3項第1号及び第2号において、前項第2号又は第3号の委員とみなすことができる。
 - 3 委員会は、体育系に所属しない者を複数含まなければならない。
 - 4 委員会は、男女を含む委員で構成されなければならない。
 - 5 第1項第1号から第5号の委員にあつては、委員会開催日に委員会に出席できない場合に備え、当該委員が指名する当該各号の要件を満たす者を代理人として指定することができる。ただし、同項第1号から第3号の委員の代理人にあつては、委員会経験者等とする。なお、代理人の指定は、あらかじめ系長の承認を要する。
 - 6 委員会に委員長を置き、体育系長が委員のうちから指名する。
 - 7 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから1名を指名する。
 - 8 委員長は委員会を招集し、その議長となるとともに、会務を総括する。
 - 9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または、委員長が研究組織に属する研究を審査するときは、その職務を代行する。
 - 10 委員の任期は2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
 - 11 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 12 前2項の委員は、再任されることができる。
 - 13 体育系長は、委員会に出席することができるものとする。

(責務)

- 第4条 委員会は、審査の対象となる研究計画に対して、倫理的、社会的及び科学的な観点から審査する。
- 2 審査を行うにあたっては、次の各号に掲げる観点到に留意しなければならない。
 - (1) 対象者(未成年者、身体的あるいは精神的に同意が得られない者を含む以下同じ。)の参加の同意(インフォームド・コンセント)及び参加の賛意(インフォームド・アセント)に関すること
 - (2) 対象者の試料、個人情報等の保護・管理(匿名化を含む)並びに予想される不利益及び危険性(侵襲性、介入、有害事象等)に関すること
 - (3) 対象者の無条件による参加の取止め及び不利益不発生に関すること
 - 3 委員会の運営に関し必要な事項は、別途「体育系研究倫理委員会業務手順書(次条において「業務手順書」という。)において定める。

(議事)

- 第5条 委員会は、第6項に定める場合を除き、第3条第1項第1号、第2号、第3号

及び第5号の委員の5人以上が出席しなければ審議及び採決ができない。

- 2 委員会は、審査を行うに当たって、申請者の出席を求め、申請内容等の説明を受け、討議に加えることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会は、人を対象とする生命科学・医学系研究に係る申請について審査の判定を行う場合には、次の各号に掲げる要件のすべてを満たさなければ審議及び採決ができない。
 - (1) 第3条第1項第1号、第2号及び第3号の委員が各々1人以上出席
 - (2) 第3条第1項第4号又は第5号の委員が1人以上出席
 - (3) 体育系に所属しない委員が2人以上出席
 - (4) 男性委員及び女性委員が各々1人以上出席
 - (5) 委員が5人以上出席
- 4 審査対象の研究計画に関係のある委員は、審議及び採決に参加できない。
- 5 審査の判定は、出席した委員全員の合意を原則とする。
- 6 軽微な事項の審査については、委員長が指名する委員による迅速審査に付すことができる。迅速審査は、「業務手順書」に従って行う。

(審査対象)

第6条 審査の対象は、体育系の教授、准教授、講師、助教及び特任助教（次項において「教員」という。）が体育系又は関連施設等で行う研究、及び前段と共同研究を行う研究機関について一括審査の請求がなされた研究とする。

- 2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる者の研究を審査することができる。ただし、第2号については、教員の指導の下で行う研究であり、かつ、審査を受ける具体的必要性が認められる場合に限る。
 - (1) 国立大学法人筑波大学研究員受入規則第2条に規定する研究員
 - (2) 関連教育組織の学生
 - (3) その他特に審査を希望する者（一括審査以外の共同研究における他機関を含む）
- 3 前項第2号による申請について、教員の指導の下で行う研究であり、かつ、審査を受ける具体的必要性が認められない場合、委員会は、内容についての審査を行わずに申請を却下することができる。
- 4 研究の内容により、体育系において審査することが相当でないと判断される場合には、体育系長を通じ、他の研究倫理委員会に審査を依頼することができる。

(情報公開)

第7条 体育系長は、筑波大学に情報公開請求があった場合には、原則として公開しなければならない。ただし、提供者等の人権、研究の独創性、知的財産の保護、競争上の地位の保全に支障が生じるおそれのある部分は、非公開とすることができる。

- 2 情報公開請求の手続、非公開とする部分の検討及び公開の方法は、筑波大学の定めるところによるものとする。
- 3 体育系長は、筑波大学に情報公開請求があった場合以外においても、第1項の非公

開とする部分を除き、自ら情報公開を行うことができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、体育芸術エリア支援室が行う。

(その他)

第9条 この部局細則に定めるもののほか、研究倫理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この部局細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平27.11.4 体育系部局細則第5号)

この部局細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平30.10.10 体育系部局細則第1号)

この部局細則は、平成30年10月10日から施行する。

附 則 (令5.3.16 体育系部局細則第1号)

この部局細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令5.9.1 体育系部局細則第2号)

この部局細則は、令和5年9月1日から施行する。